

随意契約結果書

物品等の名称及び数量	一般国道10号改築工事（高江拡幅）第3事件に係る物件移転補償額等の再算定委託業務
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 大分河川国道事務所長 谷川 征嗣 大分市西大道1丁目1番71号
契約締結日	令和 8年 2月16日
契約の相手方の氏名及び住所	大分県
契約金額 （消費税及び地方消費税含む）	¥2,686,200-
予定価格 （消費税及び地方消費税含む）	¥0-
随意契約によることとした理由	別紙のとおり
備 考	

随意契約理由書

1 件 名 土地収用事件に係る鑑定費用の負担

2 契約の相手 大分県

3 契約理由

本件は、令和6年5月29日付け国九整用企第14号で裁決申請及び明渡裁決申立てを行った一般国道10号改築工事（高江拡幅）並びにこれに伴う市道及び公共下水道付替工事に係る土地収用裁決申請事件【第3事件】について、大分県収用委員会が土地収用法（昭和26年法律第219号）第65条第1項第2号の規定により鑑定を行い、これに要した費用を同法第126条の規定により起業者である国土交通大臣（代理人九州地方整備局長）が負担するものである。

よって、会計法第29条の3第4項、並びに予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定に基づき、随意契約を締結するものである。

（随意契約理由書作成者）
大分河川国道事務所 用地課長